

宇佐市公共工事請負契約約款の一部改正について

令和4年12月16日付け「大分県公共工事請負契約約款」の一部改正に伴い約款の一部改正を行いました。

1 改正内容

(1) 発注者の催告によらない解除権について（第48条）

受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとした。

(2) 「相殺について」の追加（第58条）

債権を限定しないことで、他工事を含めた幅広い相殺期待があることを明確にする規定や当事者間による別段の合意として、「相殺充当の順序発注者が指定する」旨の条項等を追加することとした。

(3) その他、規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和5年1月1日から施行する。

なお、令和4年12月31日までに締結した契約については、従前の例によることとする。

宇佐市土木設計業務等委託契約約款の一部改正について

令和4年12月16日付け「大分県土木設計業務等委託契約約款」の一部改正に伴い約款の一部改正を行いました。

1 改正内容

(1) 発注者の催告によらない解除権について（第43条）

受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとした。

(2) 「相殺について」の追加（第53条）

債権を限定しないことで、他工事を含めた幅広い相殺期待があることを明確にする規定や当事者間による別段の合意として、「相殺充当の順序発注者が指定する」旨の条項等を追加することとした。

(3) その他、規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和5年1月1日から施行する。

なお、令和4年12月31日までに締結した契約については、従前の例によることとする。